

# 市民税・府民税申告判断フローチャート

※このフローチャートは一般的な例です。該当しない場合もあります。



令和 8 年 1 月 1 日現在、宇治市に居住していた。

令和 8 年 1 月 1 日  
現在にお住まいの市区  
町村へご相談ください。

税務署に所得税及び 復興特別所得税 の  
確定申告書を提出する。

※確定申告書提出の義務の有無について等、確定申告に関する  
お問い合わせは税務署までお願ひいたします。

市民税・府民税の申告  
は必要ありません。

公的年金等(遺族年金・障害年金等は除く)  
収入がある。

公的年金等収入がある方向け  
申告判断フローチャート

(裏面)へ

令和 7 年中に収入がある。  
※遺族・障害年金、雇用(失業)保険、  
傷病手当などの非課税所得のみの  
方は「いいえ」へ。

申告の義務はありません。  
保険料の算定や証明書を発行する場合等には所得が  
なかったという市民税・府民税の申告が必要になります。

給与収入以外の  
収入があった。

市民税・府民税の申告書を  
提出してください。

勤務先(給与支払者)から宇治市に給与  
支払報告書(源泉徴収票)の提出がある。  
※ご不明な場合は勤務先に確認してください。

市民税・府民税の申告は必要ありません。  
※ただし、給与支払報告書(源泉徴収票)に記載されている社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除などに  
変更がある方又は医療費控除などの控除を追加で申告する方(確定申告をする方は除く)は申告してください。

# 公的年金等収入がある方向け申告判断フローチャート

※このフローチャートは一般的な例です。該当しない場合もあります。

## 公的年金等の収入金額(複数から受給している場合はその合計額)が 400 万円以下

